

## 病院等施設整備推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 病院等施設整備推進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、病院等における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の充実等を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地球温暖化対策施設整備事業  
「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」（平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施する事業
- (2) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業  
「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」（平成26年3月7日医政発第0307第3号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施する事業

### (補助の対象除外費用)

第4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第5 この補助金は、次の基準により交付するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 第3の(1)の事業
  - ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ないほうの額を選定する。
  - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額に0.95（前年度末現在において、既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合（精

神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)が105%未満の場合は1.00)を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 第3の(2)の事業

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ないほうの額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付申請)

第6 補助金の交付申請を行おうとするときには、別紙様式1により補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第7 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(交付条件)

第8 この補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3により知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証

拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 補助申請額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(11) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実績報告書)

第9 補助金の事業実績報告書は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月5日までに、別紙様式5による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年7月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年12月14日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年6月26日から適用する。

## 別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 地球温暖化対策施設整備事業	1 か所当たり 96,686 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事又は工事請負費	0.33
(2) 有床診療所等 スプリンクラー等 施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 対象面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 17.8 千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額
	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり 1,050 千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	